

伊丹市共同利用施設等条例の一部を改正する条例の制定  
について

伊丹市共同利用施設等条例の一部を改正する条例を別記のとおり  
制定する。

令和2年9月2日提出

伊丹市長 藤原 保 幸

理 由

伊丹市共同利用施設緑ヶ丘センターを廃止するため。

伊丹市共同利用施設等条例の一部を改正する条例（令和  
2年伊丹市条例第 号）

伊丹市共同利用施設等条例（昭和46年伊丹市条例第8号）の一  
部を次のように改正する。

別表伊丹市共同利用施設緑ヶ丘センターの項を削る。

付 則

この条例は，令和3年1月1日から施行する。